附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年十二月二十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条第二項第四号、第五条第二項第四号及び第五条の二の改正規定、第十六条の二の六の次に五条を加える改正規定、第十六条の三から第十六条の七まで、第二十五条の四第一項及び第二項、第二十五条の五第一項及び第二項、第二十五条の十第四号ロ、第二十七条の三第三項及び第六項、第二十七条の五第五項、第二十八条の五十四第九号並びに第三十二条の三第二号の改正規定、第三十五条の次に一条を加える改正規定、第三十八条の四第一号への次にトを加える改正規定並びに第四十条の二の改正規定　公布の日の翌日

二　第四十七条の二第一項第一号の改正規定　令和六年四月一日

（給油取扱所の基準に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている給油取扱所の設備で、この省令の施行の際現に存するもののうち、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第二十五条の五第二項第四号又は第二十七条の三第六項第二号ニ（この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第二十七条の五第五項においてその例による場合を含む。）に定める技術上の基準に適合しないものの位置、構造又は設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省財務省令第三号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月六日

総務大臣　鈴木　淳司
財務大臣　鈴木　俊一

令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令

令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和二年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。	地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和五年度においては千五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月六日

農林水産大臣　宮下　一郎

海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令

海面漁業生産統計調査規則（昭和二十七年農林省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（漁業法等に基づく報告からの漁業種類別結果表の作成並びに電磁的記録の作成及び送付）	（漁業法等に基づく報告からの漁業種類別結果表及び電磁的記録の作成及び報告）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
2　前項の規定により同項各号に掲げる報告を利用する場合には、当該報告に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録に基づき、農林水産大臣は、漁業種類別結果表を作成しなければならない。	2　前項の規定により同項各号に掲げる報告を利用する場合には、当該報告に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録に基づき、農林水産大臣並びに農林水産大臣が定める地方農政局（以下「審査・集計農政局」という。）の長及び北海道農政事務所長は、漁業種類別結果表を作成しなければならない。
（削る）	3　審査・集計農政局の長及び北海道農政事務所長は、前項の規定により作成した漁業種類別結果表を農林水産大臣に送付しなければならない。
3　第一項の規定により同項各号に掲げる報告を利用する場合には、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十二条第二項において同じ。）は、当該報告に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。	4　第一項の規定により同項各号に掲げる報告を利用する場合には、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十二条第三項において同じ。）は、当該報告に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。
4　前二項に規定するもののほか、漁業種類別結果表の作成並びに電磁的記録の作成及び送付に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。	5　前三項に規定するもののほか、漁業種類別結果表及び電磁的記録の作成及び送付に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。